

(案)

愛知県地域防災計画

- 原子力災害対策計画 -

(平成25年 月)

愛知県防災会議

この計画で用いている用語の定義は、次のとおりである。

用語	解説
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するもの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
放射性同位元素 (放射性同位体)	同じ元素で質量数（陽子数と中性子数の和）が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ（R I）ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。
I A E A	International Atomic Energy Agency 国際原子力機関 世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
I C R P	International Commission on Radiological Protection 国際放射線防護委員会 専門的な立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織。
米国 N E I	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会
S P E E D I (スピーディ)	System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（スピーディネットワークシステム）
P A Z	Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5 km。
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30 km。
P P A	Plume Protection Planning Area 放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。

放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
E A L	Emergency Action Level 避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。 緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。 (関連：p 8 表 2 緊急事態区分と E A L について)
O I L	Operational Intervention Level 主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。 緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。 (関連：p 9 表 3 O I L と防護措置について)
特定事象	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定する基準または施設の異常事象のことをいう。
軽水炉	減速材に軽水（普通の水）を用いる原子炉で、沸騰水型原子炉（BWR）と加圧水型原子炉（PWR）に別れる。 アメリカで開発され、日本で商用稼働している原子力発電所は全て軽水炉。
BWR	Boiling Water Reactor 沸騰水型原子炉 原子炉の冷却水（一次冷却水）を沸騰させてできた蒸気を直接タービンに送り、発電する原子炉。 東京電力や中部電力などの原子力発電所が採用。
PWR	Pressurized Water Reactor 加圧水型原子炉 原子炉内で温度上昇させた高温・高圧の冷却水（一次冷却水）を蒸気発生器に送って、別の冷却水（二次冷却水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。 関西電力や九州電力などの原子力発電所が採用。
FBR	Fast Breeder Reactor 高速増殖炉 発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する原子炉で、冷却材として金属ナトリウムが採用される。
ATR	Advanced Thermal Reactor 新型転換炉 国産の炉形式（重水減速沸騰軽水冷却型（圧力管型））で、燃料集合体を封じ込めた圧力管の中で冷却水（軽水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。

B q (ベクレル)	放射能の量を表す単位。 1秒間に原子核が壊変(崩壊)する数を表す。
G y (グレイ)	放射線のある物体に当てた場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。 1kgあたり1J(ジュール)のエネルギーを吸収したときに1Gyとなる。
S v (シーベルト)	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
c p m	Counts per minute 放射線測定器で1分間に測定された放射線の数を表す単位。
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。
等価線量	身体各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。
安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウム(粉末)を水に溶解し、単シロップを適量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。 なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウム(粉末)は劇薬に指定されている。 また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということの意味している。
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壌に吸着しやすい性質を持つ。 セシウム ¹³⁷ の半減期は約30年。セシウム ¹³⁴ は約2年。
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。 ヨウ素 ¹³¹ の半減期は8日間。
半減期 (物理的半減期)	壊変(放射性崩壊)によって、放射性核種の原子の数が半分に減少するまでの時間(期間)。

愛知県地域防災計画【原子力災害対策計画】 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格及び基本方針	
第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	
第6節 市町村地域防災計画の作成又は修正	
第7節 今後の検討課題について	
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 放射性物質災害予防対策	15
第1節 防災対策の実施	
第2節 放射線防護資機材等の整備	
第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	
第4節 被ばく医療機関の把握	
第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等	
第2章 原子力災害予防対策	17
第1節 原子力事業者との連携	
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	
第3節 原子力防災に係る専門家との連携	
第4節 防災対策の実施	
第5節 避難所等の確保	
第6節 環境放射線モニタリングの実施等	
第7節 緊急輸送態勢の確保	
第8節 健康被害防止に係る整備	
第9節 風評被害対策	
第10節 県民等への的確な情報伝達体制の整備	
第11節 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発	
第12節 原子力防災業務関係者に対する研修	
第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）	23
第1節 県災害対策本部の設置・運営	

第2節	市町村災害対策本部の設置・運営	
第3節	防災関係機関における活動体制等	
第4節	原子力防災業務関係者の安全確保	
第5節	職員の派遣要請	
第2章	放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	28
第1節	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
第2節	放射線障害の発生又は拡大防止措置	
第3節	警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	
第4節	消防活動（消火・救助・救急）	
第5節	広報活動の実施	
第6節	交通の確保	
第7節	放射線防護資機材の貸出しのあっせん	
第8節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
第9節	事業者に対する労働者退避等措置の指示	
第10節	医療関係活動	
第3章	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	32
第1節	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
第2節	放射線の測定、汚染の防止等	
第3節	専門的知識を有する職員の派遣要請	
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
第5節	原子力災害合同対策協議会への出席	
第6節	県民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	
第7節	県民等への的確な情報伝達	
第8節	医療関係活動	
第9節	消防活動（消火・救助・救急）	
第10節	自衛隊への災害派遣要請等	
第11節	汚染された食品等の流通防止	
第12節	交通の確保	
第13節	輸送の確保	
第14節	輻輳対策	
第4章	県外の原子力発電所等における異常時対策	38
第1節	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
第2節	緊急事態応急対策等の実施	
第3節	活動体制の強化	
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
第5節	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	
第6節	県民等への的確な情報伝達	
第7節	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	

- 第 8 節 医療関係活動
- 第 9 節 消防庁からの要請に基づく消防活動
- 第 10 節 放射性物質による汚染の除去
- 第 11 節 緊急輸送・交通の確保
- 第 12 節 飲料水・食品等の摂取制限等
- 第 13 節 社会秩序の維持対策の実施
- 第 14 節 風評被害等の影響の軽減
- 第 15 節 輻輳対策
- 第 16 節 県外からの避難者の受入れ

第 4 編 災害復旧 49

- 第 1 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
- 第 2 節 放射性物質による汚染の除去
- 第 3 節 各種制限措置の解除
- 第 4 節 心身の健康相談の実施
- 第 5 節 風評被害等の影響の軽減
- 第 6 節 被災中小企業等に対する支援
- 第 7 節 物価動向の把握
- 第 8 節 復旧・復興事業からの暴力団排除
- 第 9 節 災害地域に係る記録等の作成

付録 52

今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害等に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、県民の不安を解消し、安心安全な県民生活を確保することにより、県の防災上の責務である県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、本県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、県境から概ね55kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や概ね82kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった本県に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、県民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく県民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかななければならない。

原子力災害等は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられない特殊性はあるものの、的確に測定することは可能であることを考慮すると、あらかじめ、原子力緊急事態に際し、県及び市町村を始めとする関係機関が、どのような根拠で、どのような判断をし、どのような対応をするか、県民の理解を得る必要があり、県民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に情報提供できるかが重要である。

附属資料第15「指定行政機関等を指定する告示」

第2節 計画の性格及び基本方針

地域防災計画 - 原子力災害対策計画 -

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「原子力災害対策計画」編として、原子力災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものであり、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」編、又は「地震災害対策計画」編によるものとする。
- (2) この計画を効果的に推進するため、県及び市町村は、防災に関する政策、方針決定過

程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

- (3) 県民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年12月3日告示）を十分に尊重するものとする。

- (4) 愛知県防災会議は、毎年、愛知県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附属資料第15「愛知県防災会議条例」

附属資料第15「愛知県防災会議運営要綱」

- (5) 原子力災害の特殊性から、甚大な被害となった場合、県域を越えた広域的な対応を必要とすることから、本県の隣接県（以下、「隣接県」という。）と連携し協議を進め、各県の地域防災計画との整合を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本県における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

- (1) 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の(2)に記載する核燃料物質等を除く。）の取扱いに係る災害をいう。

附属資料第5「放射性物質保有事業所」

(2) 原子力災害

本県における核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。

原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	BWR：5基 ¹
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	PWR：3基
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	PWR：4基
高浜発電所		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	PWR：4基
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	BWR：1基 PWR：1基
高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	独立行政法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	FBR：1基
原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)		福井県敦賀市明神町	ATR：1基 ²

1：浜岡原子力発電所の1号機及び2号機は廃炉措置作業中

2：原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉としての機能はない。

3：これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。

附属資料第13「県外の原子力発電所等の位置関係」

第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにす

る。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1の前段にまとめる。

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおり発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、EALの設定に係る詳細な検討を今後行うが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用する。実用発電用原子炉の具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容は、表2のとおりである。

2 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び地方公共団体は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

表1

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特異性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

事業種別	PAZ(半径50km)			UPZ(半径30~30km)			LPZ(半径30km以下)		
	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置
原子力事業者 非営利 公共団体	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>国へ通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング 	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング 	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング
原子力事業者 公共団体	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>国へ通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング 	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング 	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング
原子力事業者 公共団体	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>国へ通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング 	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング 	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集・連絡体制の構築 	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量のモニタリング

※LPZモニタリングに関しては、さらに検討を行った上で段階を追加・修正する。

原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をよることとする。

	PAZ(半径30km)※2		UPZ(半径30km)		UPZ外(半径30km)	
	体制措置	情報提供	体制措置	情報提供	体制措置	情報提供
O I L 1 原子力事業者 公共団体 国	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
O I L 4 原子力事業者 公共団体 国	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
O I L 2 原子力事業者 公共団体 国	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
O I L 6 原子力事業者 公共団体 国	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-

※1…緊急事態区分の全区域等においてPAZ内は延滞を要していることが前提。

図1 防護措置実施のフローの例

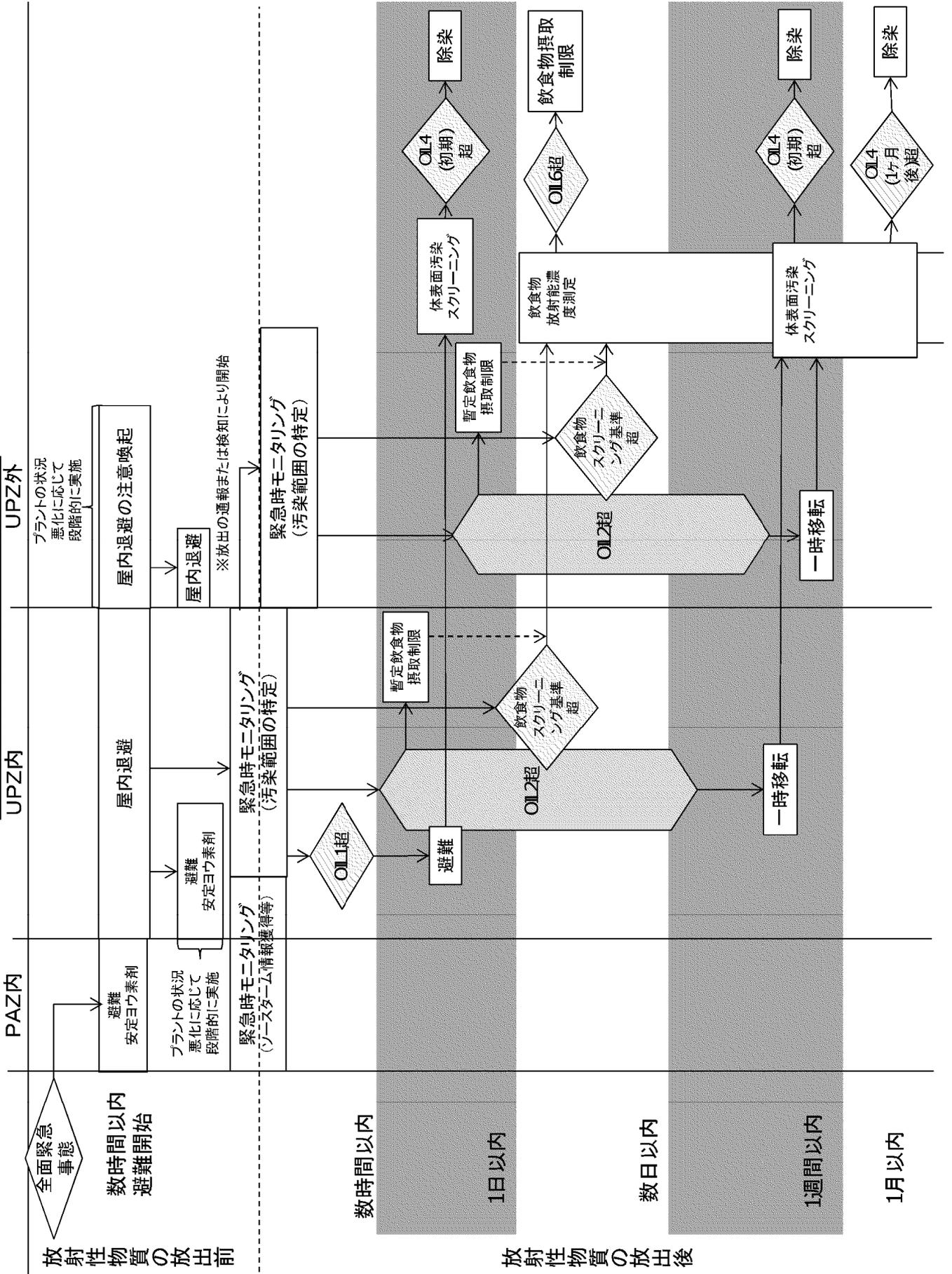


表2 緊急事態区分とEALについて

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	<p><u>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</u></p> <p>原子力施設等立地道府県¹において、震度6弱以上の地震が発生した場合 原子力施設等立地道府県¹において、大津波警報が発令²された場合 東海地震注意情報が発表された場合³ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等⁴ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>体制構築や、情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
	施設敷地緊急事態	<p><u>原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</u></p> <p>原子炉冷却材の漏えい。 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 全交流電源喪失（5分以上継続）。 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 原子炉制御室の使用不能。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>
	全面緊急事態	<p><u>原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更）</u></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 原子炉制御室等の使用不能。 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 敷地境界の空間放射線量率5µSv/hが10分以上継続。⁵</p>	<p>PAZ内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甕島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

4 想定される具体例は次のとおり。

- ・ 非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
- ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・ 1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・ 自然災害により以下の状況となった場合
 - プラントの設計基準を超える事象
 - 長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

表3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- 我が国において広く用いられている線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。
- 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第6節 市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村防災会議は、原子力災害対策に係る市町村地域防災計画を地域の実情に応じて作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画において、原子力災害対策に係る計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、各市町村で地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第7節 今後の検討課題について

今後詳細な検討等が必要な事項については、付録に整理するとともに、引き続き検討を行い、原子力規制委員会の検討状況等も踏まえて、本計画に反映させることとする。